エチオピア連邦民主共和国
（Federal Democratic Republic of Ethiopia）

通　　信

Ⅰ　監督機関等

１　イノベーション・技術省（MINT）

Ministry of Innovation and Technology

Tel.	＋251 11265737
URL	https://mint.gov.et/
所在地	P.O.Box: 2490, Addis Ababa, ETHIOPIA
幹　部	Belete Molla（大臣／Minister）

所掌事務

2019 年に「布告第 1097/2019 号」により設立され、情報通信技術、デジタル社会化、イノベーション推進に関する政策策定を所掌する。

２　エチオピア通信局（ECA）

Ethiopian Communications Authority

Tel.	＋251 11 11 692 8043
URL	https://eca.et/
所在地	Bole Subcity, Woreda 03, House Number 2483, Robel Plaza Building, P.O. Box 9991, Addis Ababa, ETHIOPIA
幹　部	Balcha Reba（局長／Director General）

所掌事務

2019 年に「通信サービス布告第 1148/2019 号」により独立規制機関として設立され、以下を所掌する。

・料金規制
・技術基準の設定及び機器の型式認定
・消費者保護
・データ・プライバシー及びセキュリティの強化
・通信事業免許の付与
・通信事業者の規制監督

・通信サービスの質の保証
・周波数管理

Ⅱ　法令

通信サービス布告第 1148/2019 号（Communications- Service Proclamation No.1148/2019）

ECA の設立条件と自由化された市場における通信事業者規制の原則を規定している。これに基づき、2021 年に通信事業免許、消費者保護、相互接続等、個々の政策項目に関し、事業者規制の基本方針を示す 12 の指令が発行された。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

2021 年 7 月に発行された「電気通信事業免許指令」により、電気通信サービスの提供においては、以下の免許の取得が必要とされる。

・個別免許（15 年間）: 固定・移動体通信網を運用する統一電気通信事業者（Unified Telecommunication Operator）、IXP、その他 ECA が個別に判断・指定する各種サービス。応募の状況によっては、オークションや比較審査による選別が行われる場合もあり得る。

・クラス免許（15 年間）: ISP、VSAT、衛星移動電話サービス、データセンター運用、コールセンター運用、各種付加価値サービス等

周波数使用に関しては、別途周波数利用免許の取得が必要とされる。

なお、2020 年の「投資法」では、通信サービス事業における外資の上限は規定されていない。

２　競争促進政策

（１）相互接続

2021 年 4 月の「相互接続指令」は、ECA を通信事業者間の相互接続契約の管理機関と定めている。通信事業者は他の通信事業者に技術中立で相互接続を求める権利を有する。契約においては、透明性、非差別性、コストベースの料金という基準が順守されるものとし、契約の締結、変更、解消の際には、ECA への届出が義務付けられ、特に料金基準においては、ECA の監査の上で許可を得るものとされている。

（２）卸売提供制度と MVNO 促進政策

2021 年 7 月の「電気通信基盤共有・コロケーション指令」は、通信基盤を有する事業者は、他の事業者からのアクセス要求に対し、それが合法的なものであり、自社に技術的な問題がない限り、誠意に基づく交渉を行うこととしている。同指令はまた、ECA の指定する市場支配的（Significant Market Power：SMP）事業

者が他事業者からコロケーションの要求を受けた場合も、技術的に可能な限りで受け入れることとしている。ともに契約に際しては、相互接続と同様の基準の順守が義務とされている。

MVNO については、2022 年 3 月現在、参入を許可する旨の規定は発行されていない。

（３）SMP 事業者規制

2021 年 7 月の「電気通信市場競争指令」は、ECA は 3 年周期で通信分野での規制対象市場を定め、当該の市場の分析の結果、国内で 40%以上の市場シェアを有する事業者を SMP 事業者に指定できるとしている。SMP 事業者には、自社の施設へのアクセスや相互接続要求の非差別的条件で受け入れる義務が課され、サービスの不当な抱き合わせ販売や相手方の損失を意図した価格設定、その他支配的地位の濫用行為が禁じられる。また同指令と同時に発行された「適正価格指令」は、卸売市場においては、各市場での会計を分離し、各々の市場での価格基準が適正かつ非差別的であるかにつき、規制機関の監査を受けることが要されるとしている。

（４）電気通信消費者の権利と保護

通信サービス布告第 1148/2019 号及び電気通信消費者の権利と保護指令第 832/2013 号に基づき、Safaricom Telecommunications Philippines PLC はユーザの権利と保護行動規範の草案を提出し、ECA において利害関係者協議が行われた。同草案の目的は以下のとおり。

・公平性の確保
・消費者の権利と保護の情報開示
・公正なプロセスの透明性確保
・最高レベルのサービス提供と優れた顧客体験を提供
・様々な通信チャネル通じたアクセスの実現
・消費者からの苦情をリアルタイムに解決

３　情報通信基盤整備政策

ユニバーサル・サービス

ECA は 2020 年 12 月、ユニバーサル・アクセス＆サービス計画を発表した。計画の目標は、2025 年までに①人口の 98%が音声電話サービス、②国土の全域で下り 10Mbps／上り 512kbps のインターネット接続が利用可能な環境を整備することである。

計画の財源は、通信インフラ運用・通信サービスあるいは放送サービス免許所持者からの拠出金を財源として ECA が運用するユニバーサル･アクセス基金で、各事業者の年間拠出金額は、前年の売上高の 1.5%とされている。この基金の主な役割は、ルーラル地域中心に固定・移動双方の通信網拡大、公共機関への ICT

利用設備提供、デジタル・リテラシー及びICT利用技術の向上、ICTコンテンツ・アプリケーション開発等にかかわる各種プロジェクトの支援である。

4　ICT政策

デジタル・エチオピア2025戦略

2020年にMintが発表した「デジタル・エチオピア2025戦略」は、政府の産業活性化10年計画の一環として、デジタル社会化に関する2025年までの通信・ICT発展政策方針を明示している。この戦略の主目標は、デジタル産業の育成とデジタル・インクルージョンの推進による雇用創出、外貨獲得及び人々の可処分所得の増大である。短～中期プロジェクト（～3年）としては、以下が挙げられている。

①通信インフラ強化（通信市場自由化、ユニバーサル・アクセス基金設立等）

②デジタル経済発展の基盤固め（デジタルIDシステム導入、サイバーセキュリティ環境整備、モバイル・マネーに関する法規則の整備等）

③政府、産業界、一般の人々のデジタル環境での情報交換や物流への参加促進（電子政府サービスの充実、電子商取引市場の活性化推進と関連法規則の整備）

④デジタル・エコシステムの強化（デジタル・リテラシー普及、デジタル・スキル向上の場の創設、デジタル・ベンチャー育成等）

中～長期プロジェクト（3～5年）の中心は、以上を持続的に発展させる投資環境の整備にかかわるもので、特に通信・ICT産業への民間投資の活発化を図る政策の策定が重要とされている。

Mintは2023年7月19日、国際協力機構（JICA）、テレコム・エチオピア・ピーエルシー（サファリコム・エチオピア）、住友商事との4者による協力覚書（MoC）を締結した。このMoCの目的は、エチオピア政府の国家ICT政策である「デジタル・エチオピア2025戦略」の実現に貢献することである。4者はそれぞれの事業の相乗効果を最大化するために協力し、「デジタル・エチオピア2025戦略」で掲げられた事項についてワーキンググループを設置し、さらなる協業の機会を模索するとされている。

Ⅳ　関連技術の動向

基準認証制度

「通信サービス布告第1148/2019号」第6条により、通信サービスの技術基準の策定及び通信網に接続する機器の型式認定はECAが所掌する。

Ⅴ　事業の現状

1　固定電話

固定電話市場は国営事業者Ethio Telecomが独占している。ほぼ全土で電話接

続は可能であるが、加入者は漸減傾向にある。

電話回線接続は PSTN のほか、CDMA でも可能で、プリペイド型の契約プランも提供されている。

２　移動体通信

Ethio Telecom が移動体電話市場を独占していたが、通信サービス布告第 1148/2019 号による市場の自由化によりサファリコム・エチオピア（Safaricom Ethiopia）が、2022 年 8 月にネットワーク・パイロットの開始を発表し、2023 年半ばの人口カバレッジは 94.5%である。2009 年 1 月に 3G（W-CDMA）サービス、2015 年 3 月に LTE サービス、2020 年 2 月に LTE-Advanced サービスを開始した。2022 年 9 月現在の加入件数は 7045 万で、うち 3G が 3312 万 5,000、LTE が 610 万である。さらに Ethio Telecom は 2023 年 9 月に首都アディスアベバの 145 拠点で商用 5G サービスを正式に開始した。2021 年にケニア資本のサファリコム・エチオピア（Safaricom Ethiopia）が 3G 及び LTE サービス向けに五つの帯域で周波数利用免許を取得し、2022 年 10 月にサービスを開始した。

３　インターネット

Ethio Telecom が国内唯一の ISP であり、固定とモバイルの双方でブロードバンド・サービスを提供している。固定ブロードバンドの加入者数は、2022 年 3 月現在で 42 万 5,000 である。

Ethio Telecom は最大接続速度 4Mbps から 50Mbps の 7 つの DSL 接続プランを提供している。

データ利用量の上限が日・週・月等に応じて選択できる多種のパッケージが提供されている。Ethio Telecom は 2021 年 5 月にはモバイル・マネー・サービスを開始、24 か月で 3,130 万の加入者を獲得。

Ⅵ　運営体

Ethio Telecom

Tel.	＋251 001 551 0500
URL	http://www.ethiotelecom.et/
幹　部	Frehiwot Tamiru（最高経営責任者／CEO）

概要

国営総合通信事業者として、すべての分野でほぼ独占を維持している。資本は 100%国が所有しているが、政府は 2020 年前後から、一部株式の売却を意図して出資者を求めている。2022/2023 会計年度の売上高総額は、前年度比 23.5%増の 758 億 ETB であった。

放　　送

Ⅰ　監督機関等

エチオピア・メディア庁（EMA）

Ethiopian Media Authority

Tel.	＋251 11 553 8759
URL	https://www.ema.gov.et/web
所在地	Addis Ababa, ETHIOPIA
幹　部	Mohammed Idris（総裁／Director General）

所掌事務

2021 年、放送を含む各種メディア及び広告事業に関する独立規制機関として設立された。放送事業者規制及び放送内容一般の規制を所掌する。運営主体は議会で選出された 9 名の委員（総裁含む）である。

Ⅱ　法令

メディア布告第 1238/2021 号（Media Proclamation No.1238/2021）

EMA の設立根拠法であり、放送分野においては、放送事業免許付与条件と免許取得事業者の義務を規定している。

Ⅲ　政策動向

１　免許制度

「メディア布告第 1238/2021 号」により、放送事業免許は、①公共放送（総合）、②公共放送（専門）、③商業放送、④コミュニティ放送、に分かれ、同一の事業者が複数の免許を取得することはできない。また、外資比率が 25%以上の法人が免許を申請することはできない。免許期間は 10 年で更新可能である。メディア関連事業者の他のメディア関連事業者に対する資本所有割合の上限は 25%である。

２　コンテンツ規制

番組規制

「メディア布告第 1238/2021 号」は、犯罪の教唆、治安のかく乱、個人への誹謗中傷やプライバシーの侵害、特定の民族や宗教への差別、その他公序良俗に反する目的を有する番組の放送を禁じている。成人向けの番組の放送時間は 22 時から翌 5 時に限られる。また、同布告は放送事業免許を有する事業者すべてに、政府の緊急発表を放送する義務及び選挙期間中に各政党・候補者に対し平等に一

定の放送時間を政見放送に割く義務を課している。商業放送及び公共放送（専門）による政見放送の時間の長さは、公共放送（総合）のものを超えないこととされている。

放送時間に占める国内制作番組の割合は、どの放送局でも 80%以上とされ、地方あるいはコミュニティ放送の場合は番組全体の 70%以上、商業放送の地方局の場合 60%を所属地域にかかわる内容のものとすることが義務付けられている。更に、放送事業者は年間番組制作予算の 10%以上、放送時間の 10%以上を独立系番組制作事業者に割り当てなければならない。

EMA は公共放送、コミュニティ放送、及び商業放送メディアを規制するための 3 つの指令を制定した。この指令には、公共、コミュニティ、及び商業放送メディアに対する権利と責任、及びライセンスの付与方法が規定されている。また、テレビやラジオのメディアが選挙などの国家的行事の際にどのように報道を行うべきかを規定している。

さらに当局による行政措置や法的措置のリストも規定されている。報道機関が違法行為に関与した場合には、警告からライセンスの停止、法的措置に至るまで、いくつかの措置が講じられることになる。

３　地上デジタル放送

欧州方式を採用。2014/2015 年度からデジタル放送を開始、サイマル放送期間を経て、2016/2017 年に完全移行する予定であったが、2023 年 12 月現在、移行の状況は明らかにされていない。

Ⅳ　事業の現状

１　ラジオ

国営事業者エチオピア放送会社（Ethiopian Broadcasting Corporation : EBC）が 1 系統の全国放送及び英語・フランス語・アラビア語の国際放送を行っている。そのほか、Oromia Radio and Television Organization 等、地方政府が運営するラジオ局やコミュニティ放送局が複数存在する。商業放送は Radio Fana 等が実施している。

２　テレビ

EBC が総合、娯楽、スポーツの 3 系統を 24 時間放送で実施しているほか、英語、フランス語、アラビア語の国際放送を行っている。このほか、複数の地方政府がローカル番組放送を実施している。商業放送は、Fana TV、Walta TV 等が実施している。

３　衛星放送

南アフリカのテレビ事業者マルチチョイス（MultiChoice）の子会社マルチチョイス・エチオピア（MultiChoice Ethiopia）が、ユーテルサット W7 衛星経由で

5 パッケージを配信している。

Ⅴ　運営体

エチオピア放送会社（EBC）

Ethiopia Broadcasting Corporation

Tel.	＋251 11 517 2539
URL	http://www.ebc.et/
幹　部	Niguse Gelaw（最高経営責任者／CEO）

概要

1935 年に放送を開始したエチオピア・ラジオと 1964 年に設立されたエチオピア・テレビが統合する形で 1995 年に設立されたエチオピア・ラジオ・テレビ公社が 2014 年に再編された。国営であるが広告放送も受け付けている。

電　　波

Ⅰ　監督機関等

１　監督機関

エチオピア通信局（ECA）

（通信／Ⅰ－２の項参照）

所掌事務

電気通信・放送分野での周波数割当・管理、無線関連機器の技術基準の設定及び型式認証等を所掌する。

２　標準化機関

エチオピア規格協会（IES）

Institute of Ethiopian Standards

Tel.	+251 116 460111
URL	https://www.ethiostandards.org/
所在地	Megenagna, Addis Ababa, ETHIOPIA
幹　部	Meseret Bekele（事務局長／Director General）

所掌事務

産業関連省庁の長で構成される国家標準化会議の決定に基づく各種産業の国内

標準の策定及び関連国際機関との交渉、関連人材育成を所掌する。「執行機関の権限と義務布告第 1263/2021 号」により、エチオピア標準化機関（ESA）からエチオピア規格協会（IES）に組織変更がされた。

Ⅱ　電波監理政策の動向

１　電波監理政策の概要

周波数割当・管理は ECA が所掌する。

２　無線局免許制度

商用無線局の運用に関して、ECA の付与する周波数利用免許の取得が義務付けられている。免許期間は、通信事業者に対しては 15 年、LMR については 1 年で、更新可能である。

３　周波数割当制度・電波再配分制度

周波数割当については、周波数計画表に基づき割り当てられる。割当てに際して、ECA は先着順、オークション、比較審査及びこれらの混合による対象事業者の選出を行う。

４　電波利用料制度

ECA が通信事業者に対し、同機関の周波数管理に対する手数料として周波数利用料の基準を決定、徴収する。

５　電波の安全性に関する基準

電磁界へのばく露に関する人体への制限値は、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）が 1998 年に発表した「時間変化する電界、磁界及び電磁界によるばく露を制限するためのガイドライン（300GHz まで）」（1998 年）に準拠している。

Ⅲ　周波数分配状況

・周波数分配表 URL：https://www.eca.et/services#national-fr